

協議会だより

実施状況調査の結果が
まとまりました

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は毎年、五月一日現在の学童保育の実施状況を調査をしています（全国すべての市町村〔特別区を含む〕、以下同一七四一市町村を対象とする悉皆調査）。

今年度の調査結果がまとまりましたので、概要をご報告します。

◆か所数と「支援の単位」数：か所数は三万三九七九か所、「支援の単位」は三万三六七二でした。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）にもとづいて、市町村は「最低基準」となる条例を定めています。

全国連協は、「省令基準」で示

された「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位と考え、二〇一五年以降その数を集計しています。

今年度の調査では、「支援の単位」数は年々増えてきているものの、か所数の伸びは二〇一四年の二万二〇九六か所と比較して、六年間で一八八三増にとどまりました。

新設された「支援の単位」については、「子どもの所属を明確に区分しそれぞれに施設を整備し、二人以上の適切な指導員数を配置したもの」「既存の大規模な学童保育を書類上「支援の単位」に分割したもの」とさまざまなお態であることが推察されます。

施設状況や子どもの分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方が、「子どもに安全で安定した生活を保障できるもの」になっているかが問われます。

◆入所児童数……一三〇万
五四一〇人でした。

国は、二〇一八年九月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け入れ児童数を二〇一九年度からの三年間で二五万人、その後さらに五万人分整備し、五年間で新たに約三〇万人分（二〇三年度末までに一三二万人を一五二万人）を整備する目標を掲げています。

「省令基準」に示された施設の広さや「集団の規模」は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を防ぐには十分な生活環境とは言えませんし、それすらも実現できていない現状があります。

学童保育では、「三密」など感染リスクから、保護者の協力による利用の自粛とともに、「緊急事態宣言中」は市町村による「利用自粛の要請」などもありました。

全国連協では調査前、これらのことが今年度の入所児童数の増減にどのように影響を与えるか懸念していましたが、大幅に減少

した市町村は少数でした。

◆把握できた待機児童数……一万八七八三人でした。これまで学童保育には「定員」「人数規模」などについての国の基準がなかったため、入所に制限を設けていない施設や自治体もありました（この場合「待機児童」は「ゼロ」とカウントされる）。そのため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。

なお、「待機児童ゼロ」は必ずしも「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。なかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」などの他事業を学童保育の受け皿として利用し、その結果、「待機児童ゼロ」としている市町村もあります。目的の異なる事業では、学童保育の役割を果たすことは不可能です。

◆子ども集団の規模……「生活の場」である学童保育で、子どもたち一人ひとりが安心できる関係を築くためには、子ども集団の人

数規模の上限が守られることが必要ですが、現状では、すべての学童保育で実現できているわけではなく、国が「省令基準」で示した「四〇人以下」の「支援の単位」は約六割です。

児童数が非常に多い大規模な学童保育では、子どもたちが過酷な状況で過ごさざるを得ません。今般、学校においては「少人数学級」が検討されています。一日長時間を過ごす、継続した「生活の場」である学童保育でも、感染拡大を防止するには、現在「おおむね四〇人以下」とされている「子ども集団の規模」を、さらに小さくする必要があります。

◆運営主体……運営主体を見ると、公営と地域運営委員会、保護者会による運営が減少し、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業、その他法人が増えています。

この背景には、これまで公営だった学童保育に「指定管理者制度」が導入されたり、民間への委託、民営化などによって運営主体

が変更されていることがあります。公営の学童保育が民間委託されたり、地域運営委員会や保護者会（父母会）で運営していたものの企業による運営に切り替えたところなどもあって、民間企業が運営する学童保育が増えていきます。

そして、自治体で働く非正規職員についての新たな制度、「会計年度任用職員制度」への移行にともなう「正規職員をおかず、非正規職員にすべての業務を任せる」「指導員を確保することの負担を軽減させる」「事業にかかる負担を軽減させる」ことを理由に、民間委託を進めている動きがあることが顕著でした。

さらに、「自治体の包括的な行政サービスの委託」などによって、学童保育の趣旨や理念とはまったく別の考え方にもとづく企業に運営を任せると自治体も出てきています。学童保育が「市町村事業」に位置づけられているにもかかわらず、こうした自治体の

判断は「公的責任の放棄」と言えます。

なお、「学習塾」「習いごと」などの事業は、「学童保育」と目称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しないので、全国連協の調査対象・結果には含めていません。

◆開設場所……余裕教室の活用が増えており、学校施設内が全体の半数です。毎日の「生活の場」にふさわしい施設として、子どもたちの年齢や発達に応じたさまざまな活動内容に対応できる広さ・設備が必要です。

「新型コロナウイルス感染症」対策に関わっては、学校「臨時休業」中、「三密」を避けるため、学校施設や公共施設を臨時で借りた学童保育もあつたそうです。「体調を崩した子どもが安静に過ごせて、かつ隔離できる場所が確保できない」「手洗い場が十分でなく、長蛇の列ができる」などの現状は、早急に改善していくことが必要です。

* * *

この間、子どもたちが学童保育を自らの生活のよりどころとしている様子があがり、学童保育が社会の機能を維持するための事業であることについての認識が社会的に広まった一方で、学童保育の制度の脆弱性もあらためて明らかになりました。

「省令基準」が策定された当初は「従うべき基準」として定められた指導員の資格と配置基準は、残念ながら「参酌化」され、二〇二〇年四月に施行されています。ただしこれについては、地方分権一括法「附則」において「施行後三年の見直し」を行うことが定められています。

「従うべき基準」に戻すこと、そのほかの「参酌基準」も順次従うべき基準」としていき、学童保育が「児童福祉施設」に位置づけられるよう、厚生労働省をはじめとした関係省庁や国会議員・地方議員への働きかけを強めていきたいと思います。